

農 林 水 産 祭 関 係 規 程 集

令 和 4 年 2 月

農 林 水 産 省
公益財団法人 日本農林漁業振興会

農林水産祭関係規程集

農林水産祭開催要綱	1
農林水産祭表彰要領	4
農林水産祭参加手続	13
農林水産祭参加手続に関する留意事項について	18
農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領について	20
農林水産大臣賞選賞審査報告書提出に関する留意事項について	24
農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の一部変更について	25
選賞審査報告書補完資料の記入にあたって	26
農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の提出について	27
農林水産大臣賞受賞者の報告について（文書課提出）	29
農林水産祭参加表彰行事における夫婦連名での大臣賞表彰について（平成13年）	32
農林水産祭参加表彰行事における夫婦連名大臣賞表彰について（平成19年）	33
天皇杯授与規程	35
天皇杯の保管について	36
豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領	37
豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について	41

参加申請及び選賞審査報告に係る手続きの詳細

【参加申請関係】

参加手続きについて	44
事前協議書	46
新旧対照表	48
必要書類一覧	49
夫婦連名表彰について	50
休止届け	51
農林水産祭参加申込書別紙記入例	53

【賞状の交付】

賞状の交付等について	54
表彰日等【変更】通知様式	55
表彰日等【決定】通知様式	56

【選賞審査報告書の提出関係】

選賞審査報告書の提出について	57
選賞審査報告書の記入上の留意事項	58

【農林水産大臣賞一覧の提出】

農林水産大臣賞受賞者一覧提出のお願い	60
--------------------	----

【事務手続きの提出方法】

農林水産祭に係る事務手続きに関する具体的な方法について	62
-----------------------------	----

【農林水産祭概説図】

農林水産祭開催運営概説図	63
豊かなむらづくり全国表彰事業概説図	64
都道府県区域表彰行事における農林水産祭参加手続き・報告書提出の概説図	65

【日本農林漁業振興会の連絡先（Webサイト等の紹介）】

公益財団法人日本農林漁業振興会の連絡先等	66
----------------------	----

農 林 水 産 祭 開 催 要 綱

制 定：昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達
一部改正：昭和49年8月29日付け49総第456号
〃：昭和53年10月5日付け53総第880号
〃：昭和54年9月26日付け54総第812号
〃：昭和57年7月20日付け57総第373号
〃：昭和62年8月31日付け62総第358号
〃：平成25年8月29日付け25総第68号農林水産事務次官依命通知
〃：平成27年6月23日付け27総第10号
〃：平成29年5月19日付け29文第43号

第1 趣 旨

毎年11月23日の勤労感謝の日を中心として、全国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図るため国民的な祭典としての「農林水産祭」を行う。

第2 実施主体

農林水産祭は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会の共催とする。

第3 協 賛

農林水産祭は、都道府県、農林水産団体その他農林水産祭の開催の趣旨に賛同する団体の協賛を得て実施する。

第4 行 事

1. 農林水産祭式典及び関連行事

農林水産祭は、過去ながきにわたる収穫感謝の趣旨を継承し、農林水産業関係の各種の催しの集約点として11月23日を中心とし、農林水産祭式典、農林水産物展示会、農林水産展及び資材展、技術研究発表会、消費者啓発行事等を集中的に行うものとする。

(1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典においては、一般式典行事と併せて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与並びに農林水産大臣賞の授与又は受賞の発表を行う。

(2) 農林水産物展示会

農林水産物展示会においては、極力その独創性を発揮した各都道府県の農林水産業の紹介、農林水産物の展示及び即売を行う。

また、各種農林水産団体による農林水産物の展示、啓発及び即売を行う。

(3) 農林水産展及び資材展

農林水産物の生産及び流通の過程、技術の進歩、近代化の現状等についてPRを行うとともに、肥料、農薬、農機具等生産資材の展示会を開催する。

(4) 技術研究発表会

農林水産技術の優秀なる研究についての発表検討会を行う。

(5) 消費者啓発行事

農林水産業の現状とその振興の必要性について、消費者の認識を深めるため、農林水産業の現地体験、生産者との交流等を行う。

2. 農林水産祭参加行事

都道府県、農林水産諸団体等が主催する県単位以上の品評会、共進会等の表彰行事であって主催者が希望し、かつ、適当と認められるものについては、これを農林水産祭参加の表彰行事として体系づけるものとし、その表彰行事において農林水産大臣賞を授与することとなるものについての農林水産大臣賞の受賞の発表等を農林水産祭の際に行うものとする。

3. 表 彰

- (1) 農林水産祭における表彰は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくりの7部門並びに女性の活躍について行う。
- (2) 農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門についての表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門別の優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。
- (3) むらづくり部門の表彰は、都道府県知事から推薦されたむらづくりの事例のうち、優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞及び農林水産大臣賞の授与を行う。
- (4) 女性の活躍の表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門にかかわらず優秀なものについて内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。
- (5) 表彰の基準については、外観の偏重を排し、性質、内容が優れ広く社会の賞讃に値するものであることを要件とするが、審査等については別に定める要領による。

第5 開催期日

1 1月23日の勤労感謝の日を中心に開催する。

第6 開催場所

東京においてできる限り統一的に行うものとする。ただし、行事の一部については場所を異にして開催することができる。

第7 経 費

国の補助金、都道府県の分担金及び協賛団体の寄附金をもって充当する。

第8 各都道府県の行事等

各都道府県及び各種農林水産団体の農林水産祭の行事は、中央の行事と連携をとりつつ行うよう指導するものとする。

附 則（昭和57年7月20日付け57総第373号）

この要綱の改正規定中第4の3の改定規定は、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（昭和 62 年 8 月 31 日付け 62 総第 358 号）

この要綱の改正後の規定は、昭和 63 年度の表彰から適用する。

附 則（平成 25 年 8 月 29 日付け 25 総第 68 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱第 2 の規定の実施主体について、平成 25 年 4 月 1 日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会が共催したものとみなす。

附 則（平成 27 年 6 月 23 日付け 27 総第 10 号）

この要綱の改正後の規定は、平成 27 年 6 月 23 日から施行し、平成 27 年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日付け 29 文第 43 号）

この要綱の改正後の規定は、平成 29 年 5 月 19 日から施行し、平成 29 年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

農 林 水 産 祭 表 彰 要 領

制 定：昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達
一部改正：昭和49年8月29日付け49総第456号
〃：昭和53年10月5日付け53総第880号
〃：昭和57年7月20日付け57総第373号
〃：昭和62年8月31日付け62総第360号
〃：平成27年6月23日付け27総第11号農林水産事務次官依命通知
〃：平成29年5月19日付け29文第43号
〃：平成30年7月31日付け30文第83号

1. 趣 旨

農林水産業の産業的発展と技術及び経営の改善意欲の高揚を図るため、農林水産諸団体等の主催する一定規模以上の品評会、共進会、競作会等の表彰行事であって、農林水産祭参加行事として体系づけられるものにおける表彰は、農林水産祭開催要綱及びこの要領の定めるところにより、公正かつ一貫した基準のもとに行うものとする。

2. 天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞及び農林水産大臣賞

- (1) 農林水産祭参加の品評会、共進会、競作会等の表彰行事については、その出品財の優秀なものに対し、この要領にもとづく基準により農林水産大臣賞を授与するものとする。
- (2) 農林水産大臣賞を授与された出品財のうち、その性質・内容が抜群で広く社会の賞讃に価するものにあつては天皇杯、それに次ぐものにあつては内閣総理大臣賞又は日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われる。
- (3) 天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与は、11月23日農林水産祭当日に行う。
- (4) 農林水産祭参加表彰行事は、年間を通じ随時開催されるものとし、同行事において農林水産大臣賞を授与された出品財については、11月の農林水産祭の際にこれを一括発表するとともに、記念品の贈呈を行う。

3. 農林水産祭参加資格

農林水産祭に参加できる表彰行事は、次の資格要件を備えたもので、かつ、受賞の対象となる出品財の範囲及び出品条件、審査基準等がこの要領の規定に违背しないものとする。

- (1) 表彰行事の参加範囲が都道府県の全域又はそれ以上の区域にわたるものであること。
- (2) 表彰行事の主催者が次のものであること。
 - ① 都道府県
 - ② 都道府県の全域又はそれ以上を区域とする団体等であつて、その組織及び性格の明確なもの。ただし、都道府県の一部を区域とする団体又は市町村等が、共催者として参加することは差し支えない。

- (3) 表彰行事に参加する出品財が、国民経済上重要性をもち、農林水産業の産業的発展に役立つものであること。
- (4) 表彰行事が営利を目的とするものでないこと。
- (5) 表彰行事が農林水産祭の趣旨を体して開催され、かつ、明文の開催要綱、審査規程等を備え、適格な審査員を有するものであること。
- (6) 表彰行事がこの要領の規定による出品点数を持ち、受賞単位を備えていること。

4. 農林水産祭参加表彰行事における受賞対象

- (1) 農林水産祭参加表彰行事における表彰は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門について行うものとし、受賞の対象となる出品財の範囲は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産及び水産の各部門においては次の4種目とする。

① 産物（動物を含む。以下同じ。） ② 技術・ほ場 ③ 経営 ④ 女性の活躍

また、多角化経営部門においては、上記4種目のうち③ 経営及び④ 女性の活躍とする。

なお、出品財の範囲の詳細は別表①による。

- (2) 産物（動物を除く。）は、生鮮品、乾燥品及び加工品を対象とする。ただし、加工品については、おおむね第1次加工品の範囲とする。

また、動物は、家畜、家さん及び淡水魚とし、基礎家畜のほか子畜、肉畜、淡水魚などの産物をも対象とする。

- (3) 技術は、農林水産業の生産行程の一部又は全部について、次のものを対象とする。

- ① 競技会、競演会、技術交換会等人と技術の結合した個別技能
- ② 産乳、産卵能力競技等单位生産量を条件とする技術
- ③ 生産行程の一部に関する個別技術

- (4) ほ場は、農林水産業生産の直接の母胎である立毛、立木等を主たる対象とし、これに関連する技術を併せて対象とする。

- (5) 経営は、特に部門別区分を設けず、経営全体を受賞の対象とする。ただし、部門別区分を必要とする場合は、農業粗収益等を指標として主部門を判定し、当該部門が経営内で相当の比重を持つことを条件として区分する。

- (6) 女性の活躍は、個人又は組織の活動における女性の活躍を推進し、又は女性が顕著な貢献をしている取組又は経営管理を受賞の対象とする。

5. 農林水産祭参加表彰行事における受賞単位

- (1) 農林水産祭参加表彰行事は、一定点数以上の出品財群からなる受賞単位を備えることを要するものとし、農林水産大臣賞状の交付は受賞単位を基礎として行うものとする。

- (2) 産物（動物を除く。）を受賞対象とする場合にあっては、出品点数100点以上の出品財群をもって、産物以外の種目（動物を含む。）を受賞対象とする場合にあっては、出品点数30点以上の出品財群をもって、それぞれ受賞単位とする。

- (3) 1表彰行事が2以上の受賞単位を有することは差し支えない。

- (4) 農林水産祭参加表彰行事に交付される農林水産大臣賞状は、受賞単位の大小により、交付点数に差等があるものとする。

- (5) 受賞単位は、原則として同一の出品条件と審査基準のもとにおける同種同類の出品財をもって構成するものとするが、同一部門内の2以上の異種の出品財をもって1受賞単位としても差し支えない。ただし、この場合も農林水産祭参加表彰行事の統一的な開催要綱、審査規程等があることを要するものとする。
 - (6) 同一区域内の同一品目等、通常1受賞単位にまとめることを適当とするものについて、これを2以上の受賞単位に分割することはできないものとする。
 - (7) 産物と、産物以外の種目とを組み合わせて1受賞単位とすることはできないものとする。
 - (8) 総合共進会、経営コンクール等、出品財が2以上の部門にわたる行事については、各部門ごとに受賞単位を設定することも、数部門を通じて受賞単位を設定することもできるものとする。ただし、天皇杯等（天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞をいう。以下同じ。）の選賞に当たり、部門別区分の不明なものについては、受賞出品財の性格等から判断して、それぞれ適当な区分を農林水産祭中央審査委員会において決定する。
 - (9) 出品点数は、当該農林水産祭参加表彰行事の開催要綱等に定められた出品規格に適合するもののみをもって計算する。
 - (10) 産物以外の種目（動物を含む。）で予選を行う表彰行事の場合は、予選時の参加出品財も出品点数に加えることができる。ただし、6に規定する出品条件を備えたものであることを要する。
 - (11) 同一出品財を、2以上の受賞単位に重複して点数計算することはできない。
 - (12) 受賞の対象とならない参考出品は、出品点数に加えない。
6. 農林水産祭参加表彰行事における出品条件
- 農林水産祭参加表彰行事において、農林水産大臣賞の選賞審査の対象となる出品財は、次の条件を備えるものとする。
- (1) 出品財は、農林水産等を業としていとなむものの生産又は管理に属するものとし、試験研究、趣味鑑賞等を直接の目的とするものを含まないこと。
 - (2) 出品財は、そのものの性質、形状、所在個所等が比較的調査容易なものとし、審査技術上いちじるしく困難なものを含まないこと。
 - (3) 出品財のうち産物については、出品者がこれを商品として継続的に生産販売しているものとし、農林水産祭参加表彰行事に出品するため特別に用意された技芸的製品の類を含まないこと。
 - (4) 出品財の出品者は、産物の場合にあつてはその生産者及び管理者、ほ場の場合にあつてはその管理者、技術の場合にあつてはその実技者、生産者又は管理者、経営の場合にあつてはその経営者又は管理主体、女性の活躍の場合にあつては経営者、管理主体又は部門責任者とする。
 - (5) 出品財は、一定の出品規格に適合するものとし、この規格を農林水産祭参加表彰行事の開催要綱等に明記すること。ただし、経営及び女性の活躍を対象とするものは別とする。
 - (6) 出品財は、その基礎となる技術及び経営を重視する建前から、生産規模、経営規模

等に一定の条件を付し、これを当該農林水産祭参加表彰行事の開催要綱等に明記すること。これらの規模の指標は、計数をもって容易に表示しうる単純なものを採用し、出品財の性質、立地条件、経営組織等に応じてこれを定めること。

なお、生産規模、経営規模等の部門別・種目別最低基準は別表②による。

7. 農林水産祭参加表彰行事における審査基準

農林水産大臣賞の選賞を目的とする農林水産祭参加表彰行事の出品財の審査は、産物、技術・ほ場、経営及び女性の活躍の種目別に、次の点を考慮して行うものとし、その要旨をそれぞれの審査基準中に織り込むものとする。

(1) 産物について

〈動物以外の産物〉

出品財の品質に審査の重点を置き、外観の偏重を厳に避けるとともに、生産の基礎となる技術及び経営についても十分考慮を払うこと。

選賞は、次の点を判断して行うこと。

- ① 食味、栄養価値、歩留り、形状、色沢、香気、耐久力その他品質が優良なこと。
- ② 優れた商品価値を持ち、大衆消費に適合する条件を備えていること。
- ③ 出品者の技術及び経営が水準以上で、出品財以外の同種の生産物もおしなべて品質が優れ、産物として安定したものであること。
- ④ 生産費が高くないとみられること。

〈動物〉

家畜・家きん・淡水魚の状態とともに、その飼養管理に関する技術を併せて審査すること。

選賞は、次の点を判断して行うこと。

- ① 動物の体型資質、産出能力が優れていること。
- ② 動物の管理状態、管理技術が優れていること。
- ③ 出品者の経営が水準以上であること。

(2) 技術・ほ場について

〈技術〉

個別技能、個別技術等について、記録、成績、合理性、安定性、普及性等技術そのものの良否を審査するとともに、その技術が出品者の経営及び地域社会に果たす役割についても十分考慮すること。

選賞は、記録の優劣等のほか、次の点を判断して行うこと。

- ① 当該技術が科学的基礎を持ち、かつ、その機能が優れていること。
- ② 当該技術が安定性と普及性を持っていること。
- ③ 技術の基底に労働節約の考慮が払われていること。
- ④ 個別技能以外の種目については、出品者の経営が水準以上であること。

〈ほ場〉

立毛、立木等の状態とともに、その栽培管理に関する技術を併せて審査すること。

選賞は、次の点を判断して行うこと。

- ① ほ場における立毛、立木等の生育状態、管理状態が優れていること。
- ② ほ場等の管理技術が優れていること。

- ③ ほ場等の産出能力が大きいこと。
- ④ ほ場等の管理に労働節約の考慮が払われていること。
- ⑤ 出品者の経営が水準以上であること。

(3) 経営について

経営全体を審査するとともに、その経営が地域社会に果たす役割についても十分考慮すること。

選賞は、次の点を総合的に判断して行うこと。

- ① 立地条件からみて経営が合理性と安全性を持っていること。
- ② 経営が近代化、拡大化の方向をたどっていること。
- ③ 生産基盤の整備、資本装備の投資がかなり行われ、その利用効率が高いこと。
- ④ 土地利用及び労働力利用が合理的であること。
- ⑤ 栽培技術、飼育技術その他の技術が優れていること。
- ⑥ 労務管理、土地管理その他経営全体の管理について配慮されていること。
- ⑦ 経営が計画性を持ち、経営者の経営改善意欲が大きいこと。
- ⑧ 経営簿記、労働簿記又はこれに類する記帳と決算が行われ、生産性が高く農林水産業所得が水準以上であると認められること。

(4) 女性の活躍について

女性の活躍に着目した取組又は経営全体を審査するとともに、その取組又は経営が地域社会に果たす影響力や普及性について十分考慮すること。

選賞は、次の点を総合的に判断して行うこと。

- ① 女性が働きやすい環境を整備していること。
- ② 女性が積極的に登用され、取組が正当に評価されていること。
- ③ 女性の取組が、事業や地域農林漁業の発展に貢献していること。
- ④ 農林漁業生産に意欲的であり、経営が安定していること。

8. 農林水産祭参加表彰行事における審査方法

審査は、それぞれの農林水産祭参加表彰行事の審査基準に基づき、次により、公正を旨として行う。

- (1) 審査に当たっては、可能なかぎり出品者名を秘す等の方法により、出品財に即した評価を行い、その後において人物その他の事情を加味した総合的判断をくだすなど、選賞の公平を期すること。
- (2) 審査に当たっては、出品財に関する判断資料を全員に提供し、得点制による評価を行うなど、審査員全員の意見が反映するよう留意すること。
- (3) 選賞に当たっては、候補出品財数点を選び、これについて現地調査その他の確認調査を行うなど、慎重な過程を踏むこと。

産物を対象とする農林水産祭参加表彰行事で現地調査の困難なものは、出品に際し必要事項を記載した出品カード等を添えさせること。

9. 天皇杯等選賞中央審査

- (1) 天皇杯等の選賞資格を持つものは、当該年度の前年の7月1日から当該年度の6月30日までの間に、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与された出

品財とする。

(2) 天皇杯等の選賞区分は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門並びにこれら6部門における女性の活躍とする。

(3) 天皇杯等の選賞審査は、農林水産祭中央審査委員会において行う。

農林水産祭中央審査委員会は、農林水産大臣の委嘱する大学教授等大学関係者、試験研究機関関係者その他学識経験者をもって構成する。

(4) 選賞審査は、7の審査基準によるほか、次の点を考慮して慎重に行う。

① 出品財の性質・内容が抜群で、広く社会の賞讃に価するものであること。

② 出品財の基礎をなす技術及び経営が特に優秀であること。

③ 出品財が農林水産業の近代化と産業的発展に役立つものであること。

④ 出品財が地域社会に貢献するものであること。

⑤ 出品者について、人物、団体の運営等が健全であること。

(5) 選賞審査は、農林水産祭中央審査委員会の分科会において、各農林水産祭参加表彰行事の審査報告書に基づく書面審査を行い、選ばれた数点の候補出品財について現地調査その他の確認調査を実施した後、農林水産祭中央審査委員会総会において決定する。

分科会は、天皇杯等の選賞区分の部門ごとに6分科会を設けるほか、別に経営分科会を設ける。

(6) 経営、女性の活躍等に属する受賞出品財で、天皇杯等の選賞に当たり部門別区分の不明なものについては、関係分科会の議を経てそれぞれ適当な区分を決定する。

(7) 書面審査、現地調査等の協力者として、必要に応じ、農林水産祭中央審査委員会に専門委員を置く。

(8) 農林水産祭中央審査委員会は、審査の過程において必要に応じ、農林水産祭参加表彰行事の選賞に参加した審査員の長の意見を徴するものとする。

附 則（昭和57年7月20日付け57総第373号）

1. この要領は、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

2. この要領の実施の日（昭和57年7月20日）までにおいて、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事で、改正前の農林水産祭表彰要領9の農林水産祭審査員団の審査員の指名配属を受けたものについては、改正前の農林水産祭表彰要領を適用する。

附 則（昭和62年8月31日付け62総第360号）

この要領の改正後の規定は、昭和63年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

ただし、昭和63年度においては、「8月1日」とあるのは、「9月1日」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年6月23日付け27総第11号）

この要領の改正後の規定は、平成27年6月23日から施行し、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

ただし施行日前に出品した出品財のうち生活種目に係るものについては、女性の活躍

種目として出品されたものとする。

附 則（平成２９年５月１９日付け２９文第４３号）

この要領の改正後の規定は、平成２９年５月１９日から施行し、平成２９年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。ただし、施行日前に出品された出品財のうち、経営及び女性の活躍に係るもので、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組が見られる出品財については、多角化経営部門において審査できるものとする。

附 則（平成３０年７月３１日付け３０文第８３号）

この要領の改正後の規定は、平成３０年７月３１日から施行し、平成３１年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

この場合において、平成３１年度においては、「７月１日」とあるのは、「８月１日」と読み替えるものとする。

別表①（４の(1)関係） 受賞の対象となる有形財・無形財の範囲

部門 種目	農産・蚕糸	園芸	畜産	林産	水産	多角化経営
産物	米 麦類 雑穀 豆類 種苗 農産加工品 まゆ 生糸 （玉糸を含む。） 桑苗 地域特産物 （茶、こんにゃく等の工芸作物、いも類、その他地域の特産農産物） 地域特産加工品	果実 野菜 花き 種苗 園芸加工品	牛乳 食肉 鶏卵 その他畜産物 飼料作物調整品 畜産加工品 家畜・家さん	きのこ類 木炭 竹材 その他特用林産物 木材 種苗 林産加工品	海藻類 真珠 水産加工品 淡水魚	－
技術・ほ場	上の各部門に属するひな鑑別、装てい、削てい等の個別技能及び生産行程の一部に関する個別技術 ほ場については、次のとおりの範囲とする。					－
	立毛ほ 種苗ほ 桑園 地域特産物に係る園	立毛ほ 果樹園 種苗ほ	飼料ほ 牧野	林地 （肥培を含む。） 苗ほ （母樹林を含む。）	養殖場 養魚池	
経営	農産・蚕糸、園芸、畜産、林産及び水産の各部門に属する個人経営、法人経営、生産集団（管理主体の明確なもの）に係る経営。なお、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられる出品財については、多角化経営部門において審査できる。					
女性の活躍	農産・蚕糸、園芸、畜産、林産及び水産の各部門に属する個人又は組織の活動において女性の活躍を推進し、又は女性が顕著な貢献をしている取組又は経営管理。なお、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられる出品財については、多角化経営部門において審査できる。					

別表②（６の(6)関係） 出品条件としての生産規模・経営規模等の最低基準

部門 種目	農産・蚕糸	園 芸	畜 産	林 産	水 産	多角化経営
産 物	計数による最低基準は特に設けないが、地域の生産の実情に応じて生産規模及び経営規模について十分考慮すること。					－
技術・ほ場	個別技能、個別技術については特に最低基準は設けない。 ほ場については、以下のとおりの最低基準とする。					－
	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	
	立毛ほ	立毛ほ	飼料ほ 10アール以上	林地 20アール以上	養殖場 5アール以上	
	種苗ほ 桑園 地域特産物に係る園 10アール以上 ただし、茶園、こんにゃくほ及びその他地域の特産農産物に係る施設園芸ほについては、5アール以上	果樹園 種苗ほ 10アール以上 ただし、施設園芸については、5アール以上	牧野 50アール以上	苗ほ 10アール以上	淡水養魚池 1アール以上	
経 営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農産物に係る施設園芸については、50アール以上の経営 桑園 40アール以上の経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、施設園芸については、耕地50アール以上の経営 果樹園50アール以上の経営	乳用牛 経産牛10頭以上の経営 肉用牛 5頭以上の経営 豚 80頭以上の経営 ただし、繁殖専門経営の場合は、子取りめす豚10頭以上の経営 採卵鶏 700羽以上の経営 ブロイラー 年間出荷羽数30,000羽以上の経営	林地 3ヘクタール以上の経営 苗ほ 50アール以上の経営 しいたけほだ木 3,000本以上の経営	平年水揚高 190万円以上の漁業経営	計数による最低基準は特に設けないが、経営全体における主部門の経営規模が左記の基準を概ね満たしており、かつ農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について、十分考慮すること。
女性の活躍	計数による最低基準は特に設けないが、女性の活躍に鑑み、地域社会に果たす影響力や普及性について十分考慮すること。また、多角化経営部門での審査を行う場合は、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について十分考慮すること。					

農 林 水 産 祭 参 加 手 続

制 定：昭和３７年７月１２日付け３７総第１７９５号農林事務次官通達
一部改正：昭和４９年８月２９日付け４９総第４５７号
〃：昭和５３年１０月５日付け５３総第８８０号
〃：昭和５７年７月２０日付け５７総第３７４号
〃：平成９年１２月２５日付け９総第４５１号
〃：平成２５年８月２９日付け２５総第７０号
〃：令和３年８月５日付け３文第１４号

- (1) 農林水産祭参加を希望する表彰行事の主催者は、開催２か月前までに、参加申込書（様式第１号）を公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）に提出するとともに、農林水産大臣賞状交付申請書（様式第２号）又は農林水産大臣賞状交付及び副賞の名義使用許可申請書（様式第３号）（都道府県をその事業範囲とする団体の場合は、当該都道府県知事を経由）を振興会を通じ、農林水産省に提出する。
- (2) 農林水産祭参加申込書には、表彰行事の名称、開催期日、開催場所、参加区域、主催者の名称及び構成、出品財の種類、出品規格、審査基準、審査方法、審査員名簿、収支予算書、部門別出品見込点数、擬賞点数等を記載した調書を添付する。
- (3) 振興会は、協議審査の上、農林水産大臣の承認を得て、主催者あて速やかにその認否を通知する。
- (4) 主催者は、農林水産祭参加表彰行事の終了後、速やかに農林水産大臣賞受賞出品財の概要、審査成績、審査経過等を記載した選賞審査報告書を振興会に提出する。報告書には、表彰行事収支決算書のほか、当該表彰行事の際に配付された開催要綱、審査規程、審査員名簿等の印刷物を添付する。

附 則（平成２５年８月２９日付け２５総第７０号）

- １ この通知は、平成２５年８月２９日から施行する。
- ２ この通知の施行日前に提出された農林水産祭の参加申込等は、公益財団法人日本農林漁業振興会に対し参加申込等があったものとみなす。

附 則（令和３年８月５日付け３文第１４号）

- １ この通知は、令和３年８月５日から施行する。
- ２ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号 ((1)関係)

番 号
年 月 日

公益財団法人日本農林漁業振興会理事長 殿

所在地
主催者

農林水産祭参加申込書

このことについて、農林水産祭開催要綱及び農林水産祭表彰要領に基づき、別添のとおり農林水産祭への参加を希望するので、関係書類を添えて申し込みます。

様式第2号（(1)関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（公益財団法人日本農林漁業振興会経由）

所在地
主催者

農林水産大臣賞状交付申請書

このことについて、下記のとおり農林水産大臣賞状の交付を申請します。

記

1. 表 彰 行 事 の 名 称

2. 開 催 期 日 自 年 月 日

至 年 月 日

3. 表 彰 月 日

4. 表 彰 場 所

5. 農林水産大臣賞状交付希望数

〔備考〕 局長、長官等賞状の交付申請についても、この様式によること。申請に当たっては、下線部を申請先書き換えること。

様式第3号（(1)関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（公益財団法人日本農林漁業振興会経由）

所在地
主催者

農林水産大臣賞状交付及び副賞の名義使用許可申請書

このことについて、下記のとおり農林水産大臣賞状の交付及び副賞に対する名義の使用許可を申請します。

記

1. 表 彰 行 事 の 名 称

2. 開 催 期 日 自 年 月 日
至 年 月 日

3. 表 彰 月 日

4. 表 彰 場 所

5. 農林水産大臣賞状交付希望数

6. 副 賞 の 種 類

7. 副賞に入れる予定の文字

8. 副賞は次の年に返還されるものであるか

〔備考〕 局長、長官等賞状の交付及び副賞に対する名義の使用許可申請についても、この様式によること。申請に当たっては、下線部を申請先に書き換えること。

農林水産祭参加手続に関する留意事項について

平成元年 6 月 1 日付け元日農振第 132 号
日本農林漁業振興会会長通知
一部改正：平成 25 年 9 月 6 日付け 25 日農振第 340 号
公益財団法人 日本農林漁業振興会理事長通知
一部改正：平成 29 年 7 月 31 日付け 29 日農振第 166 号
一部改正：令和元年 6 月 26 日付け元日農振第 78 号

1. 農林水産祭参加申込書、農林水産大臣賞状交付申請書及び長官賞状又は局長賞状の交付申請書（以下「農林水産祭参加申込書等」という。）は、農林水産祭参加を希望する行事の募集告知日の 2 ヶ月前までに必ず公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）に提出する。

なお、やむを得ず期限までに農林水産祭参加申込書等の提出ができない場合は、直ちに振興会に協議すること。

2. 農林水産祭参加申込書等は、正本 1 部及び電子データ（電子メールの添付ファイルまたは CD 等）を提出すること。

なお、参加申込書の提出に当たっての具体的な方法については、振興会が別に定め、ホームページ上に掲載する。

3. 農林水産祭参加申込書等には、それぞれ都道府県知事の副申を添付すること。

（ただし、全国をその事業範囲とする農林水産団体等及び都道府県の主催する行事については、副申の添付を要しない。）

4. 地方農政局長賞状の交付を申請する場合は、農林水産祭参加申込書の写しとともに、長官賞状又は局長賞状の交付申請の様式による交付申請書を、所管の地方農政局長に直接提出すること。なお、地方農政局長賞の擬賞点数は、必ず農林水産祭参加申込書の擬賞点数記載欄に記入すること。

5. 新たに農林水産祭に参加を希望する表彰行事については、募集告知日の 6 ヶ月前までに、これまで参加してきた表彰行事であって、その出品財の内容が、従来のものに比して新規の試みのものである場合は、募集告知日の 4 ヶ月前までに、その内容について振興会に協議すること。

なお、協議のための事前協議書等の様式、必要書類、提出方法等については、振興会のホームページに掲載する。

6. 農林水産祭の参加申込後において、農林水産祭参加申込書等（添付書類を含む。）の記載内容に変更のあった場合は、その変更の内容を記載した主催者名の文書を、農林水産祭参加申込書等の提出手続に準じて提出すること。

7. 農林水産祭参加申込書等に記載する表彰行事の名称は同一にし、主催者の氏名又は名称及び住所を必ず記載すること。

附 則（平成元年 6 月 1 日付け元日農振第 132 号）

この留意事項の改正後の規定は、平成元年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 6 日付け 25 日農振第 340 号）

この留意事項の改正後の規定は、平成 26 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日付け 29 日農振第 166 号）

この留意事項の改正後の規定は、平成 29 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（令和元年 6 月 26 日付け元日農振第 78 号）

この留意事項の改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領について

昭和 49 年 8 月 30 日付け 49 日農振第 193 号

日本農林漁業振興会会長通知

一部改正：平成元年 6 月 1 日付け元日農振第 132 号

〃：平成 4 年 5 月 19 日付け 4 日農振第 116 号

〃：平成 9 年 12 月 25 日付け 9 日農振第 481 号

日本農林漁業振興会理事長通知

〃：平成 25 年 9 月 6 日付け 25 日農振第 341 号

〃：平成 29 年 7 月 31 日付け 29 日農振第 167 号

〃：平成 30 年 7 月 31 日付け 30 日農振第 188 号

〃：令和元年 6 月 26 日付け元日農振第 79 号

〃：令和 3 年 8 月 5 日付け 3 日農振第 204 号

1. 提 出 先

選賞審査報告書は、公益財団法人日本農林漁業振興会に提出すること。

ただし、都道府県区域及びブロック区域を事業範囲とする農林水産団体等の主催する行事については、それぞれの主催者の所在する都道府県知事の副申を添付して提出すること。

2. 提 出 部 数 正本 1 部及びその電子データ（電子メールの添付ファイルまたは CD 等で提出）

3. 提 出 期 限 表彰行事終了後 1 ヶ月以内（ただし、6 月中に表彰行事の終了したものは同月中）

4. 報告書の作成

- (1) 別紙様式記の 1. 農林水産大臣賞受賞者については、農林水産大臣賞受賞者ごとに、作成のこと。
- (2) 1 表彰行事が複数部門にわたって行われた場合（例えば〇〇共進会、受賞部門～農産・蚕糸、園芸、畜産等の場合）は、別紙様式の記 1. については、(1) に準じて農林水産大臣賞受賞者ごとに、記の 2. については、部門ごとに作成のこと。
- (3) 出品者の概要欄には、受賞した出品財の特徴を詳しく記載すること。
- (4) 審査に際し、参考と思われる資料を添付すること。

5. 農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料について

「農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の作成について」（平成 24 年 2 月 9 日付け 24 日農振第 28 号）に基づく、補完資料については、選賞審査報告書と同時に提出すること。

6. その他

その他、選賞審査報告書の提出に当たっての具体的な方法については、振興会が別に定め、ホームページ上に掲載する。

附 則（昭和 49 年 8 月 30 日付け 49 日農振第 193 号）

この提出要領の改正後の規定は、昭和 49 年 9 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成元年 6 月 1 日付け元日農振第 132 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成元年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 4 年 5 月 19 日付け 4 日農振第 116 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 4 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 9 年 12 月 25 日付け 9 日農振第 481 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 10 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 6 日付け 25 日農振第 341 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 25 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日付け 29 日農振第 167 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 29 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 31 日付け 30 日農振第 188 号）

この提出要領の改正後の規定は、平成 30 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（令和元年 6 月 26 日付け元日農振第 79 号）

この提出要領の改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（令和 3 年 8 月 5 日付け 3 日農振第 204 号）

この通知は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

公益財団法人 日本農林漁業振興会理事長 殿

所在地
主催者

農 林 水 産 大 臣 賞 選 賞 審 査 報 告 書

下記のとおり第 回農林水産祭における農林水産大臣賞の報告をいたします。

記

1. 農林水産大臣賞受賞者について

部門	種目	出品財	品目	受 賞 者		
				住 所	氏 名	年 令
				㊦		

① 出品財の概要について

(農林水産大臣賞受賞の根拠となった出品財の特徴を具体的に記載すること。)

② 審 査 成 績

(審査基準とおおむね対比して記載すること。)

③ 審 査 経 過

(審査方法とおおむね対比して記載した審査員の長の報告書を添付すること。)

2. 表彰行事について

① 表彰行事の名称

② 開催期日 自 年 月 日 至 年 月 日

③ 開催場所

④ 参加区域

⑤ 主催者の名称及び構成

⑥ 出品点数

部 門	種 目	出 品 財	品 目	出品点数
計				

⑦ 出品規格 (別 紙)

⑧ 審査基準 (")

⑨ 審査方法 (")

⑩ 審査員名簿 (")

⑪ 収支決算書 (")

⑫ 局長・長官賞 (")

(注) 1. ⑫の別紙は、1.「農林水産大臣賞受賞者について」の様式に準じて作成すること。

2. 農林水産大臣賞選賞審査補完資料を同時に提出すること。

12日農振第480号
平成13年3月29日

都道府県
農林水産祭 担当部長 殿
全国行事主催団体の長

財団法人日本農林漁業振興会
理事長 原 田 睦 民

農林水産大臣賞選賞審査報告書提出に関する留意事項について

農林水産大臣賞選賞審査報告書（以下「報告書」という。）については、「農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領について」（昭和49年8月30日付け49日農振第193号日本農林漁業振興会会長通知）に基づき提出いただいておりますが、報告書は単に農林水産祭参加表彰行事の実施内容を確認するというだけでなく、「農林水産祭表彰要領」（昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達）（以下「表彰要領」という。）の9.天皇杯等選賞中央審査の項に記載されているとおり、最終的には農林水産祭中央審査委員会において農林水産大臣賞受賞者の業績内容等を把握し、天皇杯等受賞者を選考するための基本的審査資料として、極めて重要なものであります。

このため、特に都道府県及び主催団体には下記の点について、関係者への周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、天皇杯等選賞中央審査の資料として不十分なものは必要に応じて資料の追加提出を求めますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 天皇杯等選賞中央審査においては、表彰要領9.の(4)の諸点を考慮して行われるので、報告書の記の1.の②の作成に当たっては9.の(4)の①から⑤までの指標、特に②の経営に関する指標（例えば、耕地面積、労働力、施設、機械、家畜、資材、生産量、販売額、生産性、資金、経営収支、共同化等の指標によって、当該経営（当該部門）が地区（地域）、都道府県或いは、全国の水準に比較して、優れているか否かについて判断可能な指標）を表彰要領7.の経営についての諸点から記載すること。
2. 報告書の記の1.の①においては、表彰行事の内容（審査の基準、方法、成績、経過等）については勿論のこと、受賞者の業績概要、地域概況等についても、できるだけ詳細な資料を作成し、他の受賞者と比較審査が可能となるような資料とすること。
3. 表彰行事の企画、参加申込の時から、これらのことを念頭におき、当該開催要領、審査基準、経営概況等について、十分な報告書を作成するに必要な資料が得られることとなるよう準備すること。

29日農振第168号
平成29年7月31日

全国行事主催団体の長
都道府県農林水産祭担当部長 殿

公益財団法人 日本農林漁業振興会
理事長 奥野長衛

農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の一部変更について

農林水産大臣賞選賞審査については、農林水産大臣賞選賞審査報告書（以下「審査報告書」という。）と併せて、平成24年度から「農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の作成について」（平成24年2月9日付け24日農振第28号 財団法人日本農林漁業振興会理事長通知。）に基づき農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料（以下「補完資料」という。）の提出をお願いしてまいりました。

今般、「農林水産祭開催要綱」及び「農林水産祭表彰要領」の一部改正等に伴い補完資料の一部が変更となりました。

つきましては、今後下記によりご提出いただきますようお願い致しますとともに、貴（都道府県）下の表彰行事主催者並びに担当部局担当者へ周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

I 補完資料の様式

（公財）日本農林漁業振興会のホームページに掲載します。

II 補完資料の記入にあたって

（別紙）

III 適用時期

原則として、平成30年度（第57回）以降（平成29年8月1日以降の表彰）の農林水産祭参加表彰行事から適用します。審査報告書の提出と同時に補完資料を提出してください。

IV 補完資料の提出先等

1 提出先 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル7F
公益財団法人 日本農林漁業振興会
TEL 03-6441-0791(代)
E-mail jigyou@affskk.jp

2 提出部数 5部（正本1部、副本4部）

(別紙)

選賞審査報告書補完資料の記入にあたって

○ この資料は、天皇杯等三賞の選賞審査にあたり、大臣賞受賞者の経営等の全般を審議する上で重要な資料となりますので、期日までの報告に御協力願います。(期日までにご報告いただけない場合は、十分な審査が行えない場合があります。)

○ 補完資料は、1. 受賞者の概況と2. 品目ごとの概況(多角化経営は、経営ごとの概況)に分かれます。

○ 1. 受賞者の概況は、耕種(農産・蚕糸、園芸部門)共通、畜産部門、林産部門、水産部門、多角化経営部門に分かれています。

○ 1. 受賞者の概況の(5)経営収支のうち、耕種(農産・蚕糸、園芸部門)、畜産部門、多角化経営部門については、経営収支(A)と(B)があり個人と法人で様式が異なります。

○ 2. 品目ごとの概況は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産部門ごとに分かれています。

農産・蚕糸部門、畜産部門、水産部門の品目ごとの概況は、さらに細分化されていますので、ご注意ください。

部門		1. 受賞者の概況		2. 品目ごとの概況
農産・蚕糸	=	・耕種(農産・蚕糸、園芸部門)共通	+	・農産・蚕糸部門 ①農産(稲、麦、大豆) ②茶 ③ ①②以外
園芸	=		+	・園芸部門
畜産	=	・畜産部門	+	・畜産部門 ①酪農 ②肉用牛 ③養豚 ④採卵鶏 ⑤肉用鶏
林産	=	・林産部門	+	・林産部門
水産	=	・水産部門	+	・水産部門 ①産物(水産加工) ②産物(水産加工以外)
多角化経営	=	・多角化経営部門	+	2. 経営ごとの概況 ・多角化経営部門

○記入に関する照会先

農林水産省 各担当部局の農林水産祭参加表行事担当者(以下のとおり)あてにご照会ください。

住所 100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111(農林水産省代表)+内線

※令和4年2月現在

部 門	担当部局(農林水産祭表彰行事担当者)	内線
農産・蚕糸	農産局 穀物課(稲、麦、大豆)	4787
	農産局 果樹・茶グループ(茶、養蚕、地域特産作物)	4794
	新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課(農産加工品)	4006
園 芸	農産局 園芸作物課	4825
	農産局 果樹・茶グループ(果樹)	4973
畜 産	畜産局 畜産振興課	4853
林 産	林野庁 森林整備部 研究指導課	6210
水 産	水産庁 漁政部 加工流通課	6615
	水産庁 増殖推進部 研究指導課	6779
多角化経営	経営局 経営政策課	5140
	輸出・国際局 輸出支援課	4345
	新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課	4307
女性の活躍	経営局 経営政策課	5140
	経営局 就農・女性課	5194

○農林水産祭表彰業務に関する照会先

公益財団法人 日本農林漁業振興会 事業部

住所 107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7F

電話 03-6441-0791(代)

E-mail jiigyoku@affskk.jp

(参考)

農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の提出について

平成 24 年 2 月 9 日付け 24 日農振第 28 号
日本農林漁業振興会理事長通知
一部改正：平成 25 年 9 月 9 日付け 25 日農振第 323 号
〃：平成 27 年 6 月 30 日付け 27 日農振第 170 号

1. 提出先（農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領に準じる）
107-0052 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 13 号三会堂ビル 7 階
公益財団法人日本農林漁業振興会
T E L 03-6441-0791 E-mail jigyou@affskk.jp
2. 提出部数（農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領に準じる）
5 部（正本 1 部、副本 4 部）
3. 提出期限（農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領に準じる）
農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出と同時に提出すること。
表彰行事終了後 1 ヶ月以内（ただし、7 月中に表彰行事の終了したものは同月中）
4. 報告書の作成・提出
この資料は、農林水産大臣賞選賞審査報告書と同様に天皇杯等三賞選賞審査にあたり、農林水産大臣賞受賞者の経営等の全般を審議する上で重要な資料となるので、期限までに必ず提出すること。
また、期限までに提出がない場合は、審査会での審査が出来ないため、やむなく審査対象から除外されることもあるので、留意すること。
(1) 記入にあたって
補完資料は、
 - ◇ 1. 受賞者の概況と 2. 品目ごとの概況にわかれる。
 - ◇ 1. 受賞者の概況は、耕種（農産、園芸、蚕糸・地域特産部門）共通、畜産部門、林産部門、水産部門にわかれる。
 - ◇ 2. 品目ごとの概況は、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の各部門ごとに分かれる。
 - ◇ 畜産部門、蚕糸・地域特産部門、水産部門の品目ごとの概況は、さらに細分化されるので、注意すること。

(2)農林水産大臣賞選賞審査報告書補完資料の記入及び農林水産祭表彰業務に関する照会
先
別紙参照。

附則（平成 24 年 2 月 9 日付け 24 日農振第 28 号）

この規定は、原則として平成 24 年度（第 51 回）以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附則（平成 25 年 9 月 9 日付け 25 日農振第 323 号）

この改正後の規定は、平成 26 年度（第 53 回）以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附則（平成 27 年 6 月 30 日付け 27 日農振第 170 号）

この改正後の規定は、平成 28 年度（第 55 回）以降（平成 27 年 8 月 1 日表彰以降）の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

事 務 連 絡
令和３年８月２日

農林水産祭参加行事事務担当者 各位

農林水産省大臣官房文書課

農林水産大臣賞受賞者の農林水産省Webサイト掲載について
(ご協力依頼)

農林水産祭関係事務に関しましては、常日頃の御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、農林水産省大臣官房秘書課から別添事務連絡のとおり協力依頼があり、農林水産大臣賞受賞者を農林水産省Webサイトへ掲載することとなりましたのでお知らせします。

農林水産省Webサイト掲載に当たって、表彰行事毎に農林水産大臣賞受賞者を担当課から秘書課へ報告する必要があるございます。

農林水産祭参加行事においては、行事終了報告書を廃止したところであり、再びお手数おかけすることとなり大変恐縮ではございますが、令和３年７月以降、受賞者が決定しましたら、農林水産省Webサイトに掲載されることを受賞者の皆様へお伝えいただくとともに、速やかに別紙様式に記載の上、お名前等の転記誤りを防止するため、Excel ファイルをメールにて文書課顕彰普及担当 (kensyofukyu@maff.go.jp) へご提出くださいますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます(メールの件名は、農林水産大臣賞受賞者の報告(表彰行事名)としてください)。

なお、記載方法については、別紙様式の記載例をご参考にしてください。

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房文書課総務班

顕彰普及担当 廣本

e-mail: azusa_hiromoto880@maff.go.jp

Tel: 03-3502-8040

令和３年７月１日

農林水産省大臣官房秘書課

農林水産大臣賞受賞者の農水省 HP 掲載について

(大臣賞受賞者の報告依頼)

平素より農林水産大臣賞はじめ各種表彰事務にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

各種表彰行事において授与している農林水産大臣賞は、農林水産分野における特に優れた行いを表彰するものであり、その表彰は、広く知られることによって顕彰としての実が得られること等の観点から、この度、農林水産省の HP に大臣賞受賞者の一覧を掲載することといたしました。

つきましては、農林水産大臣賞の授与対象者が決定されましたら、速やかに所管局庁を経由して大臣官房秘書課へ別紙様式を報告頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

【担当】

農林水産省大臣官房秘書課

栄典専門官 佐藤

栄典第２係長 廣瀬

TEL : 03-3591-6750

農林水産大臣賞受賞者一覧（農林水産祭参加行事）

行事名			
主催者			
概要			
表彰日			
受賞者	都道府県	市町村	受賞者名
関連URL			
担当課	大臣官房文書課（03-3502-8040）		

※農林水産大臣賞受賞者が決定しましたら速やかに本様式をExcelファイルで文書課顕彰普及担当（kensyofukyu@maff.go.jp）へメール送付ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

〔 都道府県知事
全国行事主催団体の長 〕 殿

財団法人日本農林漁業振興会

理事長 原 田 睦 民

農林水産祭参加表彰行事における夫婦連名での大臣賞表彰について

平成13年度農林水産祭参加表彰行事（平成12年8月1日から平成13年7月31日までに表彰したもの）から、夫婦連名での大臣賞表彰を行う場合について、下記により実施していただきたくご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、関係機関への周知徹底方のほどお願いいたします。

記

1. 夫婦連名での大臣賞表彰の対象としうる表彰基準に該当する場合とは、農林水産業経営の当該表彰に係る部門への夫婦の参画の状況が、次の①から③までの文書等により明らかであり、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合とする。主催者は、開催要領、審査要領等において表彰基準を明記し、審査、表彰にあたっては、①から③までのいずれかにより夫婦連名の表彰に相当するか否かについて必ず確認することとする。

① 家族経営協定書

② 作業日誌等、当該表彰に係る部門における経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していることを確認できる書類

③ 農業改良普及センター又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書

2. この文書を受領した後に、上記表彰基準により夫婦連名での大臣賞表彰を行おうとする平成13年度農林水産祭参加表彰行事を主催する都道府県、団体にあつては、参加申込書・大臣賞状交付申請書の提出の際に添付する開催要領、審査要領等に、その旨明記することとし、明記することが間に合わない場合には、参加申込書・大臣賞状交付申請書中本文になお書きで夫婦連名の大臣表彰が含まれている旨付記することとする。

また、参加申込書・大臣賞状交付申請書の提出が済んでいるもので、夫婦連名での表彰基準に該当し、夫婦連名での大臣賞表彰を行おうとするものについては、その旨の文書（この場合、当該表彰行事に係る大臣賞状交付申請書の写を必ず添付するものとする。）を至急提出するものとする。

なお、農林水産大臣賞状の再交付は行わない。

3. 夫婦連名での大臣賞表彰に係る選賞審査報告書には上記1.の①から③までの文書等を添付すること。

19農振第381号
平成19年12月19日

(都道府県知事あて)

知 事 殿

財団法人日本農林漁業振興会
理事長 宮 田 勇

農林水産祭参加表彰行事における夫婦連名大臣賞表彰について

平成13年4月26日付け13日農振第83号「農林水産祭参加表彰行事における夫婦連名での大臣賞表彰について」(都道府県知事、全国行事主催団体の長あて通知)に基づいて、夫婦連名での大臣賞表彰を行ってきましたが、残念ながら該当件数は伸び悩んでおります。

農林水産業においては多くの場合、経営主の配偶者の貢献度は極めて高い実態にありますので、今後、夫婦連名表彰を積極的に推進したいと考えておりますので、ご協力のほどお願いします。

なお、この観点から夫婦連名表彰についての上記通知を下記のように改めますので、今後はこれに基づいて実施していただきたくよろしくお願いします。

追って、お手数ですが表彰行事関係者等への周知徹底方お願い申し上げます。

記

1 夫婦連名での大臣賞表彰基準

夫婦連名での表彰基準は、これまでと同様、農林水産業経営の当該表彰に係る部門への夫婦の参画状況が、次の①から③までの文書等により明らかであり、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められた場合とする。主催者は、開催要領、審査要領等において表彰基準を明記し、審査、表彰にあたっては、①から③までのいずれかにより夫婦連名の表彰に相当するか否かについて必ず確認する。

- ① 家族経営協定書
- ② 作業日誌等、当該表彰に係る部門における経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していると確認できる書類
- ③ 農業改良普及センターなどの現場指導組織による意見書

2 表彰行事開催要領等への夫婦連名表彰規定の明記

夫婦連名での大臣賞表彰を行おうとする表彰行事主催者はこれまでと同様、まず、「表彰行事開催要領」や「審査要領」等に夫婦連名に係る表彰規定を設けることが必要である。

なお、これまでの夫婦連名表彰を見ると出品財が「経営」に限られて

いたが、出品財が「産物」、「技術・ほ場」、「生活」であっても配偶者の貢献が大であり、上記の表彰基準に該当する場合は積極的に夫婦連名表彰として取り上げることが望ましい。そのためには出品財が産物等であっても、あらかじめ開催要領等に夫婦連名表彰規定を設けておくことが必要である。

3 夫婦連名表彰に係る新たな取り扱い

- (1) 夫婦連名表彰は、これまで家族経営を対象とし、受賞者が法人経営の場合は対象外としてきたが、1戸1法人であって、通常の家計経営と見なしても差し支えないものは夫婦連名表彰の対象として認めることとする。この場合、1の①から③に準じる文書により夫婦連名表彰に相当するか否かについて確認する。
- (2) 大臣賞の段階で夫婦連名表彰でないものは、天皇杯等三賞の選考過程で配偶者の貢献が大と認められても夫婦連名表彰に変更できなかったが、中央審査委員会等による選考過程で夫婦連名が妥当と判断され、かつ、表彰行事開催要領等に夫婦連名表彰規定が設けられている場合は、夫婦連名表彰に変更できるものとする。

4 その他

- (1) 夫婦連名での大臣賞表彰に係る選賞審査報告書にはこれまでと同様に上記1の①から③の何れかの文書等を添付する。また、出品財が産物等の場合であっても可能な限り経営概況のわかる資料を添付すること。
- (2) この通知に係る夫婦連名表彰は、表彰行事開催要領等の変更が必要な場合はその手続きが終了した時点から、変更を必要としない場合は本通知の日付以降の表彰行事から随時適用するものとする。

天 皇 杯 授 与 規 程

制定：昭和 37 年 11 月 21 日 付け
3 7 日 農 振 第 5 8 4 号
一部改正：平成 25 年 9 月 6 日 付け
2 5 日 農 振 第 3 4 0 号

第 1 条 天皇杯を授与された者は、公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）に備付けの天皇杯授与記録簿にその所属する都道府県名、住所、氏名及び生年月日を記入する。

第 2 条 天皇杯は持廻りとする。

2 天皇杯を授与された者又はその代理人は、当該天皇杯を次回の農林水産祭式典において振興会に返還する。

第 3 条 天皇杯を授与される者が団体（グループ等を含む。）であるときは、天皇杯の受領者は、当該団体を代表する者とする。

第 4 条 天皇杯を授与された者は、当該天皇杯の保管の義務を有する。

2 天皇杯を授与された者は振興会と協議のうえ、授与された日から 60 日以内に振興会に当該天皇杯の保管を委託しなければならない。

3 天災地変その他不可抗力の事情以外の事情による天皇杯の毀損紛失等に対しては、振興会が保管の責に任ずる外は、本人の責任とする。

4 天皇杯には氏名その他いかなることも刻入してはならない。

第 5 条 振興会は、前条第 2 項の規程により天皇杯の保管の委託がなされたときは、その保管の委託をした者に対し、宮内庁の承認を受けて作製する天皇杯のレプリカ（実物の $\frac{1}{2}$ 以内）を授与するものとする。

附 則

この規則は、昭和 37 年 11 月 21 日から施行する。

この規則は、平成 25 年 9 月 6 日から施行する。

天 皇 杯 の 保 管 に つ い て

1. 天皇杯受賞者の属する都道府県は、天皇杯保管係員を設置すること。
保管係員は、式典が閉会となる直前に天皇杯受賞者控室に集合すること。
2. 保管係員は、式典終了直後受賞者の所持する天皇杯を受領し、所定のケースに収め、都道府県の責任において保管に当たること。
3. 保管係員は、受賞者が帰省する際これに同行し、天皇杯が無事受賞者自宅まで届けられるよう配慮すること。
4. 受賞者は、天皇杯の盗難等のおそれのないよう留意し、できるだけ確実なところに保管すること。もし、自宅の保管に不安がある場合は、都道府県、市町村等に保管の委託を行うこと。
5. 天皇杯は、公益財団法人日本農林漁業振興会が天皇杯授与規程に基き天皇杯授与後60日以内に天皇杯を授与された者より保管の委託を受けること。

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領

制 定：昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達

一部改正：昭和62年8月31日付け62総第358号

〃：平成9年12月25日付け 9総第452号

〃：平成17年7月25日付け17総第100号

〃：平成25年8月29日付け25総第71号農林水産事務次官依命通知

〃：平成27年6月23日付け27総第12号

第1 趣 旨

この事業は、農山漁村におけるむらづくり（以下「むらづくり」という。）の優良事例の表彰を行うとともに、あわせてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的とする。

第2 実施主体

この事業は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）との共催により実施する。

第3 むらづくりの優良事例の表彰

1. 表 彰

（1）むらづくりの優良事例の表彰は、農林水産祭の表彰行事の一部門として行う。

（2）優良事例の表彰は、ブロックごとに次の件数の範囲内の事例につき行うものとする。

なお、その中で特に優秀なものについては、天皇杯等選賞審査対象事例として推薦するものとする。

北海道・沖縄ブロック	1	東海ブロック	1
東北ブロック	3	近畿ブロック	2
関東ブロック	3	中国・四国ブロック	3
北陸ブロック	1	九州ブロック	3

2. 選賞対象

（1）選賞対象となる「むらづくり」の主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域（例えば、集落、大字、校区、旧市町村、新市町村等の区域）を地区とする集団又は組織（以下「集団等」という。）とし、その形式は問わないものとする。

ただし、コミュニティ機能の強化や新たなコミュニティの形成に資する取組と判断される場合には、市町村の区域を越える区域を地区とする集団等も含まれるものとする。

（2）選賞対象となる「むらづくり」の内容は、前項の集団等による農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくりとする。

3. 都道府県知事の推薦

都道府県知事は、当該都道府県内におけるむらづくりの事例のうち審査基準に該当するものであって優良と認められるもの1件を、別に定める推薦調書により、地方農政局長（北海道にあつては直接、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を経由して振興会理事長）宛てに推薦することができる。

なお、沖縄総合事務局長は、推薦調書に意見書を添付するものとする。

4. 地方農政局における審査

- (1) 地方農政局長は、3により推薦のあったむらづくり優良事例について農林水産大臣賞の選賞の対象となるべき事例の審査を行うため、農林水産業に関し学識経験を有する者から構成されるむらづくり審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

審査会は、推薦された事例について書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

- (2) 地方農政局長は、別に定めるところにより、(1)により農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例について審査報告書を添えて、振興会を通じ農林水産大臣賞状の交付申請を行うものとする。

5. 天皇杯等選賞中央審査

「むらづくり」の優良事例についての天皇杯等の選賞審査を行うため、農林水産祭中央審査委員会（以下「委員会」という。）にむらづくり分科会を設けるものとし、4により農林水産大臣賞が交付された事例（北海道及び沖縄県については3により推薦された事例）の中から、同分科会において、書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づいて、委員会総会において天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞（北海道及び沖縄県についての農林水産大臣賞を含む。）を決定する。

6. 審査基準

選賞審査に当たっては、別紙に定める基準に従い、そのむらづくりの性質、内容がすぐれ、広く社会の賞讃に値する事例を選考するものとする。なお、当該審査に当たっては、女性が活躍している事例について配慮するものとする。

第4 優良事例の業績発表等

- (1) 選賞された優良事例につき業績発表を行うほか、「むらづくり」に関する学識経験者又は現地指導者によるパネルディスカッション等を行う。
- (2) 選賞された優良事例につき、「むらづくり」優良事例集を作成するとともに、(1)によるパネルディスカッション等につき内容の取りまとめを行いこれらに関係機関、関係団体等に頒布して、むらづくりの普及、奨励を図る。

(別 紙) 豊かなむらづくり選賞審査基準

審 査 基 準	審 査 基 準 細 則 例
1. むらづくりのための自主的な努力と創意工夫の状況 （ むらづくりの推進に当たって、その主体である集団等が地域の困難な自然的、社会的、経済的諸条件を克服してきた自主的な努力と創意工夫の過程がすぐれていること。 ）	(1) むらづくりの推進が、その地域の自然的、社会的、経済的諸条件からみて、地域の農林漁業及び農山漁村に係る諸問題の解決のために緊要であると認められること。 (2) これらの諸問題の解決のために、むらづくりの主体である集団等の自主的な努力と創意工夫の積重ねのもとに、地域の特性をいかした特色あるむらづくりが進められてきていること。
2. むらづくりについての合意形成の状況 （ その地域の農林漁業の振興が地域の発展にとって基本的に重要であるとの認識のもとに、地域の農林漁業の振興を核とした総合的なむらづくりの推進についての幅広い合意が当該集団等の間で形成されていること。 ）	(1) むらづくりの推進についての当該集団等の合意が、中核的な農林漁家をはじめ兼業農林漁家さらに非農林漁家を含めた当該集団等の総意により形成されていること。 (2) 当該集団等の合意に基づいて設定されたむらづくりの目標・課題が、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくりを目指して、地域の農林漁業の振興を核とし、生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化等にわたる総合的なむらづくりを推進するものとして、設定されていること。 (3) むらづくりの目標・課題が、長期的観点に立ち、計画性をもって設定されていること。また、財政的裏付けにも適切な配慮がなされていること。
3. むらづくり推進体制の整備・運営の状況 （ 農林漁家を中心とし、非農林漁家を含めてむらぐるみでむらづくりを推進するための体制が整備されており、当該集団等による地域活動が長期的にも持続すると見込まれること。 ）	(1) むらづくりの推進体制が、集落を中心として、他の地域組織や機能集団との連携・協調のもとに、地域活動が円滑に推進できるように整備されていること。 (2) 当該集団等の構成員のむらづくりへの参加が自発的意思のもとに、かつ、広範囲になされていること。 (3) むらづくりの推進体制については、民主的なルールによる運営その他健全な運営が確保されていること。

審 査 基 準	審 査 基 準 細 則 例
4. むらづくりの地域農林漁業の振興とその担い手の育成への寄与状況 （むらづくり推進の結果、むらぐるみの連帯感の醸成とコミュニティ機能の強化が促進され、地域の農林漁業の振興に著しく寄与しているとともに、その担い手の育成が図られていること。）	(1) むらづくりの実践が、①地域における農林漁業の生産力の向上、②農林漁業構造の改善、③生産基盤の整備、④生産の組織化など地域農林漁業の振興と後継者の育成確保の面ですぐれた成果をあげていること。 (2) また、①生活環境施設の整備、②安定的な就業機会の確保、③生活改善活動の推進など生活条件の改善・整備、さらに世代間を含めたコミュニティ活動の強化、都市住民との交流等の面で、すぐれた成果をあげていること。 (3) むらづくりの推進の成果として、当該集団等の構成員が農林漁業経営の改善、生活の安定・向上その他の利益を受けていること。 (4) 当該むらづくりが、普及性があり、周辺地域のむらづくりの模範とするに足るものであること。
5. むらづくりの豊かで住みよい農山漁村の建設への寄与状況 （また、地域農林漁業の振興及びその担い手の育成とあわせて、地域における生活条件の改善・整備、うるおいのある人間関係の確立その他豊かで住みよい農山漁村の建設に著しく寄与していること。）	

附 則（平成18年7月25日付け17総第100号）

この要領の改正後の規定は、平成18年度から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第71号）

1 この要領は、平成25年8月29日から施行する。

2 この要領第2の規定の実施主体について、平成25年4月1日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会との共催により実施したものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第12号）

この要領の改正後の規定は、平成27年6月23日から施行し、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について

制 定：昭和62年8月31日付け62総第405号農林水産大臣官房長通達

一部改正：平成8年9月12日付け8総第459号

〃：平成9年12月25日付け9総第453号

〃：平成17年7月25日付け17総第101号

〃：平成25年8月29日付け25総第72号農林水産大臣官房長通知

〃：平成27年6月23日付け27総第13号

〃：平成30年7月31日付け30文第84号

〃：令和元年5月9日付け31文第45号

1. 都道府県知事の推薦

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領（昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達。以下「要領」という。）第3の3の都道府県知事の推薦は、北海道及び沖縄県にあっては毎年度7月1日までに、その他の都府県にあっては地方農政局長が指定する期日までに、別紙様式1により行う。

なお、推薦に当たっては、農業、林業及び水産業の関係部課等において連絡調整を図ることとする。

2. むらづくり審査会

要領第3の4の(1)のむらづくり審査会を地方農政局長が設けるに当たっては、次の事項について特に留意するとともに、あらかじめ関係森林管理局、漁業調整事務所等と十分連絡調整を行う。

(1) むらづくり審査会の構成は、むらづくりについて生産面のみではなく、生活等多様な観点から審査を行うことができるよう特に配慮する。

また、公平・中立性を確保するとともに、農林水産業に直接関係する者以外の者も極力含めるよう特に配慮する。

(2) 林業、林家若しくは山村又は漁業、漁家若しくは漁村につき学識経験を有する者をむらづくり審査会の構成員に含める。

3. 選賞審査

選賞審査に当たっては、次の事項について特に留意する。

(1) むらづくりの内容

むらづくりの内容については、従来、「農家」や「農業」を中心としたむらづくりを推進した例が極めて多い状況にあるが、農山漁村地域の活性化を図ることが特に重要となっていることから、次のようなむらづくりについて特に配慮する。

ア. 特に、生産組織の育成、利用権の集積等による生産性の向上、農業の担い手の育成確保といった農業面での課題への取組に加え、非農家を含めた地域住民の合意による土地・水利用秩序の維持・形成、集落の居住環境・景観の整備、歴史・民俗文化の継承、高齢者の生きがい確保、都市との交流、女性の活躍への配慮といった課題につい

ても積極的に取り組む個性あるむらづくり。

イ．林業若しくは林家又は漁業若しくは漁家を中心とし、又はこれらを含めたむらづくり。

なお、過去の過程及び現状のみならず、今後の継続性、発展性にも審査の重点を置くように配慮する。

(2) 地域的な広がり

むらづくりの地域的な広がりについては、「集落」の推薦事例がかなりの比重を占めているが、全国各地で「集落」単位のむらづくりの優良事例が既に輩出しており、他方、これからはより広い地域の中で、土地利用の調整や生産の組織化、さらには、生活面での充実が求められていることから、数集落単位あるいは大字や旧市町村など集落を超える広がりについて、特に配慮する。

(3) 過去において推薦されたことがあるむらづくりの取扱い

過去において推薦されたことのあるむらづくりの事例（その際に天皇杯を受賞したものを除く。）のうち、その後において、前回推薦時と比べて著しく取組内容が発展している事例については、再度推薦することができる。

(4) 市町村が主体となっている事例の取扱い

本事業が、地域住民による自主的なむらづくり活動を表彰するものであることから、市町村が主体となっている事例については、表彰の対象としない。

(5) 農協等が主体となっている事例の取扱い

農協、森組、漁協等の協同組合組織がむらづくりの主体となっている事例については、地域住民による自主的なむらづくり活動としての性格を有する限り、表彰の対象とすることができる。

(6) 無名地区の扱い

有名地区と無名地区とが同列であった場合は、本事業の趣旨から無名地区を優先することが望ましい。

4. 地方農政局からの選賞審査報告等

(1) 要領第3の4の(2)の審査報告書は、別紙様式2により毎年度7月1日までに提出する。

(2) 要領第3の4の(2)の農林水産大臣賞状の交付申請は、審査報告書の提出とあわせて、別紙様式3により行う。

(3) 地方農政局長は、農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例に対し、農林水産大臣賞状の交付を行う。

なお、沖縄県の推薦事例が農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された場合は、沖縄総合事務局長は農林水産大臣賞状の交付を行う。

附 則（平成17年7月25日付け17総第101号）

この運用の改正は、平成18年度の表彰から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第72号）

1 この通知は、平成25年8月29日から施行する。

2 この通知の施行日前に提出された農林水産大臣賞選賞審査報告書については、公益財

団法人日本農林漁業振興会に対し提出されたものとみなす。

附 則（平成２７年６月２３日付け２７総第１３号）

この通知の改正後の規定は、平成２７年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成３０年７月３１日付け３０文第８４号）

この通知は、平成３０年７月３１日から施行し、平成３１年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（令和元年５月９日付け３１文第４５号）

- １ この通知は、令和元年５月９日から施行する。
- ２ この通知の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙様式（省略）

参加申請及び選賞審査報告に係る手続きの詳細

I 参加手続きについて

1 正式な参加手続きをする前の留意点（事前協議の留意点）

農林水産祭に参加する場合、毎回、参加申請が必要となります。

新規に参加する場合及び継続して参加する場合であっても、前回の内容と比べて変更があった場合は、正式な参加手続きをする前に、公益財団法人日本農林漁業振興会と事前協議の要否を確認した上で、手続きを行ってください。

（1） 新規に参加申請する場合の事前協議について

表彰行事を開催することを告知する日（以下：募集告知日）の6ヶ月以前に、別紙3「事前協議に必要な書類一覧」により、Eメールで手続きを行ってください。

（2） 継続して参加申請する場合の事前協議について

① 事前の照会・確認

前回の内容と比べて変更があった場合は、行事の募集告知日の4ヶ月以前に、別紙2の新旧対照表を公益財団法人日本農林漁業振興会担当者宛に、Eメールで送付し、事前協議の要否について確認して下さい。

また、都道府県並びに全国行事主催団体のご担当者は、開催要領等が前回の内容と変更がないかどうか必ず確認してください。

但し、次の「事前の確認を必要としない変更点」については、事前の照会・確認及び事前協議は必要ありません。

◆ 事前の確認を必要としない変更点

ア「表彰行事の名称」のうち、年度又は回数の変更

イ「開催期日」の変更

ウ「開催場所」の変更

エ「審査委員名簿」の変更

オ「収支予算書」の変更

② 事前協議の方法

事前協議は、「農林水産祭参加手続に関する留意事項について」（平成元年6月1日付け元日農振第132号日本農林漁業振興会会長通知）に基づき、募集告知日の4ヶ月前（新規の場合は6ヶ月前）までに書類を提出してください。

提出書類は、別紙3「事前協議に必要な書類一覧」をご確認いただき、当会WEBページ掲載の別紙1、2の様式により、Eメールでご提出ください。

（3） 継続参加していた行事を休止する場合について

農林水産祭への参加を休止をする場合は、休止届けの提出をお願いしています。別紙4によりご提出ください。

2 正式な参加手続きをする時の留意点

- （1） 参加申込みは、「表彰行事の参加手続」（昭和37年7月12日付け総第1795号農林事務次官通知）、「農林水産祭参加手続に関する留意事項について」（平成元年6月1日付け元日農振第132号日本農林漁業振興会会長通知）に基づき、募集告知日の2ヶ月前に提出（必着）してください。

- （2） 農林水産祭参加申込書別紙の記入については、別紙5を参考にご作成ください。
参加申込には、開催要領等を添付していただいておりますが、開催要領等の「別紙」や「様式」が欠けることのないよう、提出の際ご注意ください。

また、開催要領等には、募集告知日、募集締切日、会期日程、審査日、表彰日を記載するようお願いします。

- （3） 事前協議を必要としない場合であっても、開催要領等に変更があった場合は、別紙2の「新旧対照表」を添付してください。

但し、上記1の（1）◆事前の確認を必要としない変更点については不要です。

様式（規格A4判）

事前協議書（新規・変更）

1 表彰行事の名称

2 開催期日

自平成 年 月 日

至平成 年 月 日

3 開催場所

4 参加区域

5 主催者の名称及び構成

6 出品点数及び擬賞点数

部門	種目	出品財	品目	出品点数		擬賞点数				
				(前回分)	今回分	大臣賞		その他の		
						(前回分)	今回分	種類	(前回分)	今回分
				()		()		〇〇賞 △△賞 □□賞	() () ()	
				()		()		〇〇賞 △△賞 □□賞	() () ()	
計				()		()		〇〇賞 △△賞 □□賞	() () ()	

注) 新規については、前回は空欄でよい。

7 表彰年月日

平成 年 月 日（予定も可）

8 事前協議事項（変更内容と変更理由等）

9 都道府県の意見

都道府県担当者

都道府県	担当者氏名	所属・課名	電話番号・FAX番号・メールアドレス
			電話 FAX メール

事前協議書（新規・変更）

1 表彰行事の名称

2 開催期日
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

3 開催場所

4 参加区域

5 主催者の名称及び構成

6 出品点数及び擬賞点数

開催期日は、始まりは募集告知日を、終わりは行事の終了日（表彰日含む）を記入してください。
また、部門ごとに日程が異なる場合も、まとめて、一番早い募集告知日と最終表彰日（行事終了日）のみを記入してください。

前回申請時の目標（見込み）点数ではなく、前回開催時に出品された実数（実績）を記入してください。
※前回開催時の選賞審査報告の数字（出品点数）と同一となります。

部門	種目	出品財	品目	出品点数		擬賞点数			
				（前回分）	今回分	大臣賞		その他	
						（前回分）	今回分	種類	（前回分）
				（ ）		（ ）		〇〇賞 △△賞	（ ）
				（ ）					（ ）
計				（ ）		（ ）		〇〇賞 △△賞 □□賞	（ ）

注）新規については、前回は空欄でよい。

7 表彰年月日
平成 年 月 日（予定も可）

部門ごとに表彰日が異なる場合は、表彰日ごとに分けて記入してください。

8 事前協議事項（変更内容と変更理由等）

9 都道府県の意見

都道府県担当者

都道府県	担当者氏名	所属・課名	電話番号・FAX番号・メールアドレス
			電話 FAX メール

〇〇〇品評会開催要領等変更新旧対照表

新	旧
変更理由	

(参考)

事前協議に必要な書類一覧

必要書類区分 変更区	事前協議書	新旧対照表	添付書類								適要
			主催団体の定款（又は寄附行為）	開催要領（又は実施要領）	出品規格	審査基準	審査方法	審査委員名簿	収支予算書	過去の実績がわかるもの	
「主催者」の変更	○	○	○	○							
「主催者の名称及び構成」の変更	△	○	△	○							
「表彰行事の名称」の変更	○	○		○							年度 又は 回数を除く
「参加区域」の変更	○	○		○							
「擬賞点数」 （大臣賞、局長・長官賞）の変更	○	○		○	○	○	○			△	
「擬賞点数」（上記以外）の変更	△	○		○	△	△	△				
「種 目」の変更	○	○		○	○	○	○				
「品 目」の変更	○	○		○	○	○	○				
「出品規格」の変更	○	○		○	○	○	○				
「審査基準」の変更	○	○		○	○	○	○				
「審査方法」の変更	○	○		○	○	○	○				
「上記」以外の変更（趣旨等）	○	○		○	△	△	△	△	△	△	
新 規 参 加	○		○	○	○	○	○	○	○	○	審査委員 名簿は 予定で可
夫婦連名（開催要領等への追加）		○		○	△	△	△				別紙「夫婦連名表彰について」参照

注) 1 ○は必要なもの、△は変更内容によって必要なもの

2 上記の必要書類のほかにも、必要な書類は添付を求めることがある。

夫婦連名表彰について

農林水産祭参加行事では、夫婦連名で大臣賞の表彰を受けることができます。

但し、各表彰行事の「開催要領」等にその旨記載が必要です。規定がない場合は今回の連名受賞はできず、次回から「開催要領」等に文言を入れて可能となります。

また、夫婦連名表彰の取り入れにあたっては、開催要領等に記載する定型文が決められており、下記定型文の記載が必要です。

夫婦連名表彰の取り入れのみの変更の場合は、事前協議は不要ですが、新旧対照表にて事前連絡をお願いします。（募集告知日の4ヶ月前までの連絡が望ましい。）

【定型文】

次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

- ① 家族経営協定を締結していること。
- ② 推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね 5 割に達していると確認できること。
- ③ 農業改良普及センター※又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

※ この名称は都道府県によって違うので、変更可。

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人 日本農林漁業振興会理事長殿

住所
主催者

農林水産祭参加休止の届出

〇〇品評会については、例年、農林水産祭参加をお願いしているところですが、別添の理由で、今年度の参加を休止しますので、よろしくお取り計らいください。

1 参加を休止する表彰行事（第〇回農林水産祭）

- (1) 表彰行事の名称
- (2) 参加区域
- (3) 主催者の名称
- (4) 農林水産祭への参加内容

部門	種目	出品財	品目	擬賞点数 (大臣・局長・長官)
				大臣賞 〇点 〇〇局長賞 〇点

2 参加休止の理由

3 今後の開催及び農林水産祭参加予定

- ※ 次回開催がいつの予定か(例: 来年は通常通り開催予定)
また、開催時の農林水産祭への参加の有無 を記入してください。

4 都道府県担当部課（都道府県行事の場合）
主催団体担当者（全国行事の場合）

農 林 水 産 祭 参 加 申 込 書 別 紙

1. 表 彰 行 事 の 名 称

2. 開 催 期 日 自 令 和 年 月 日

至 令 和 年 月

3. 開 催 場 所

4. 参 加 区 域

5. 主催者の名称及び構成

6. 出品点数及び擬賞点数

(注：品目が多数の場合は別紙にすること。)

開催期日は、始まりは募集告知日を、
終わりは行事の終了日(表彰日含む)を
記入してください。

また、部門ごとに日程が異なる場合も、
まとめて、一番早い募集告知日と最終表彰日
(行事終了日)のみを記載してください。

部門	種目	出品財	品目	出品点数		擬賞点数				
				(前回分)	今回分	大臣賞		その他		
						(前回分)	今回分	種 類	(前回分)	今回分
				()		()		〇〇賞 〇〇賞 〇〇賞	() () ()	
				()						
				()						
				()						
計				()		()		〇〇賞 〇〇賞 〇〇賞	() () ()	

農林水産祭表彰要領
4の(1)別表①を
参考に記入してください。

局長賞、長官賞、地方農政局長賞はそれぞれの点数を
記入してください。その他主催者賞は〇〇賞他〇点と
まとめた記載で結構です。
但し、内訳が分かる特別賞一覧(開催要領等に列記が
あればそれで可)を添付してください。

7. 出 品 規 格 (別紙のとおり)

8. 審 査 基 準 (別紙のとおり)

9. 審 査 方 法 (別紙のとおり)

10. 審 査 員 名 簿 (別紙のとおり)

11. 収 支 予 算 (別紙のとおり)

12. 次 回 開 催 の 予 定 有 り (年 月) ・ 無 し

前回申請時の目標(見込み)点数ではなく、
前回開催時に出品された実数(実績)を記入
してください。

※前回開催時の選賞審査報告の数字(出品
点数)と同一となります。

7～11の内容確認資料として「開催要領」「実施計画」
「審査要領」等を添付してください。申込書様式等、別紙の
添付漏れがないよう、ご提出ください。

賞状の交付等について

1 賞状の交付（お渡し）等について

原則として、表彰日の概ね7～10日前に、農林水産省大臣官房文書課顕彰普及担当（本館3階ドアNo. 本363）にてお渡しできるように準備しております。

業務の都合上、席を離れる場合がありますので、必ず事前の電話連絡（03-3502-8040）にて賞状の受領が出来るかどうかをご確認いただき、来庁日時をご相談の上、お越し下さい。

賞状のお渡しの際は、破損・汚損等防止のため、必ず賞状を入れるケースをお持ち下さい。賞状の寸法は以下の通りです。

○ 大臣賞状・・・37cm×51.6cm

○ 長官・局長賞状・・・30cm×42cm

2 表彰日の変更に伴う賞状筆耕について

賞状筆耕は表彰日の前月上旬に依頼しておりますので、表彰日に変更があった場合は2ヶ月前の月末までに、公益財団法人日本農林漁業振興会にご連絡下さい。

なお、2ヶ月前の月末までにご連絡がない場合は、表彰行事主催者にて再筆耕いただく場合がありますので、ご了承下さい。

3 筆耕の間違ひについて

近年、農林水産大臣賞受賞者名や受賞部門の筆耕間違ひにより、大臣賞状を再発行する事態が散見されています。各都道府県におかれましては、間違ひが発生しないよう筆耕に当たっては充分ご注意をお願いします。

4 表彰日の変更について

表彰日が変更になった場合等は、文書にて表彰日をご連絡ください。

局長賞・長官賞がある場合は、局長・長官宛て文書も別途必要です。

賞状交付申請手続き同様に、都道府県の副申（進達又は事務連絡）文書を付けて提出してください。様式は振興会ホームページに掲載しています。

なお、このときに受賞者の報告は不要です。

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

主催者氏名 印

表 彰 日 等 変 更 通 知

このことについて下記のとおり変更しましたので通知致します。

記

1. 表彰行事の名称

2. 表 彰 日 申請時 平成 年 月 日

決定日 平成 年 月 日

3. 表 彰 場 所 申請時

決 定

4. 開 催 期 間 旧 平成 年 月 日～平成 年 月 日

新 平成 年 月 日～平成 年 月 日

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿

主催者氏名 印

表 彰 日 等 決 定 通 知

このことについて下記のとおり決定しましたので通知致します。

記

1. 表彰行事の名称

2. 表 彰 日 申請時 平成 年 月 日

決定日 平成 年 月 日

3. 表 彰 場 所 申請時

決 定

4. 開 催 期 間 旧 平成 年 月 日～平成 年 月 日

新 平成 年 月 日～平成 年 月 日

選賞審査報告書の提出について

表彰行事の終了後には、必ず報告書の提出が必要です。
ご担当者は、必ずご一読の上、期限を守って報告書等を提出して下さい。

1 「農林水産大臣賞選賞審査報告書」及び「同 補完資料」の提出

報告書の提出は、遅くとも表彰式終了後1ヶ月以内（必着）にお願いします。
（提出期限の厳守）

但し、6月に表彰式が行われる行事については、6月中の提出となりますので、事前準備等により早めの提出（遅くとも6月末まで）をお願いします。

6月末までに提出されない場合は、中央審査委員会での審査に支障が生じ、天皇杯等三賞の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

（1）農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出

農林水産大臣賞選賞審査報告書は、「農林水産大臣賞報告書の提出要領について」（昭和49年8月30日付け49日農振第193号日本農林漁業振興会会長通知）等に基づき提出して下さい。

（2）同補完資料の提出

補完資料の提出については、（1）の報告書と同時に提出して下さい。

また、補完資料は、選賞審査報告書の添付資料であり、別途、公文書を付ける必要はありません。

作成に当たっては、必ず、（公財）日本農林漁業振興会のホームページから最新版をダウンロードしてご使用ください。

（3）提出方法

正本1部（選賞審査報告書及び同補完資料：郵送）及び その電子データ（正本をPDFにしたもの）

なお、電子データは、メールの添付ファイル又はCD等で提出してください。

その際、電子データのファイル名は、表彰行事の名称（省略不可。年度や回数も表示すること）とし、行事ごとに1つのPDFファイルにまとめてください。

詳細は（公財）日本農林漁業振興会保ホームページに記載しています。

(記入上の留意事項)

番 号
年 月 日

公益財団法人 日本農林漁業振興会理事長 殿

住 所
主催者

印

農 林 水 産 大 臣 賞 選 賞 審 査 報 告 書

下記のとおり第 回農林水産祭における農林水産大臣賞の報告をいたします。

大臣賞が複数ある場合、受賞者毎に作成する

記

1. 農林水産大臣賞受賞者について

個人受賞の場合のみ記載する。

部門	種目	出品財	品目	受 賞 者		
				住 所	氏 名	年 令
			㊦			

郵便番号、番地まで、
正確に記載する。

・個人・団体名のどちらかを記載。
・団体・法人等の場合、代表者名は記載しない。
・個人の場合、所属先は記載しない。

① 出品財の概要について

農林水産大臣賞受賞の根拠となった
出品財の特徴を具体的に記載する。

② 審 査 成 績

(審査基準とおおむね対比して記載すること。)

③ 審 査 経 過

(審査方法とおおむね対比して記載した審査員の長の報告書を添付すること。)

審査経過は、できるだけ詳しく記載する。

2. 表彰行事について

① 表彰行事の名称

参加申請時の行事名称を記載。

② 開催期日 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

③ 開催場所

④ 参加区域

⑤ 主催者の名称及び構成

⑥ 出品点数

種目毎の必要点数に達しているか確認。
次回、参加申請時の前年の出品点数となる。

部 門	種 目	出 品 財	品 目	出品点数
計				

⑦ 出品規格 (別 紙)

⑧ 審査基準 (")

⑨ 審査方法 (")

⑩ 審査員名簿 (")

⑪ 収支決算書 (")

⑫ 局長・長官賞 (")

これまで「表彰行事終了報告書」に記載していた内容を
こちらに記入してください。

(注) 1. ⑫の別紙は、1.「農林水産大臣賞受賞者について」の様式に準じて作成すること。

2. 農林水産大臣賞選賞審査補完資料を同時に提出すること。

＜農林水産大臣賞受賞者一覧提出のお願い＞

◇別紙様式の提出について

令和３年８月２日付け事務連絡でお知らせしたところですが、農林水産祭参加の各行事において、農林水産大臣賞を授与されましたら、速やかに農林水産大臣賞受賞者を記載例に従い別紙様式にご記載の上、農林水産省文書課総務班顕彰普及担当（kensyofukyu@maff.go.jp）へ Excel ファイルでメール送付くださいますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

メールの件名は、農林水産大臣賞受賞者の報告（表彰行事名）としてください。
なお、別紙様式につきましては、各行事毎に１ファイルとしてください。

◇別紙様式のダウンロードについて

別紙様式（Excel ファイル）は（公財）日本農林漁業振興会の Web サイト（<http://www.affskk.jp/>）からダウンロード可能です。トップページ右側の「農林水産祭担当者ページ」内にごございますのでご確認ください。

農林水産省 大臣官房文書課 総務班
顕彰普及担当

T E L : 03-3502-8040（直通）

e-mail : kensyofukyu@maff.go.jp

行事名	（令和〇年度、第〇回についても記載。）		
主催者	（共催の場合は全て記載。）		
概要	（表彰行事の概要を２行程度で記入。） （例）〇〇共進会は、・・・を図るため、昭和〇年から、・・・や・・・に優れた功績を挙げた経営者を表彰しています。		
表彰日	令和〇年〇月〇日		
受賞者	都道府県	市町村	受賞者名
	〇〇県	〇〇市	株式会社〇〇代表取締役 〇〇 〇〇氏
	〇〇県	〇〇郡〇〇町	〇〇 〇〇氏
			行が不足する場合は適宜行追加の上、 農林水産大臣賞受賞者全員について 記載してください。 （局長・長官賞受賞者の記載は不要です。）
関連URL	（主催団体や都道府県のWebサイト等で受賞者を公表している場合は記載。）		
担当課	大臣官房文書課（03-3502-8040）		

※農林水産大臣賞受賞者が決定しましたら速やかに本様式をExcelファイルで文書課頭彰普及担当（kensyofukyu@maff.go.jp）へメール送付ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

(令和元年 6 月 26 日付け事務連絡の別添)

農林水産祭に係る事務手続きに関する具体的な方法について

「農林水産祭参加手続きに関する留意事項について」及び「農林水産大臣賞選賞審査報告書の提出要領について」の振興会への提出に当たっての具体的な方法については、次のとおりとする。

1 日本農林漁業振興会への参加申請書等の提出方法

- (1) 参加申請書、選賞審査報告書（補完資料を含む）等の提出に当たっては、正本 1 部（書類）及びそれを電子データ化したファイルを提出すること。
- (2) 参加申請書、選賞審査報告書（補完資料を含む）については、農林水産省の規程による様式、振興会の規程及びホームページ上で提供する最新の様式を用いること。
- (3) (1) の電子データは、原則 PDF ファイルによる提出とする。ただし、冊子等の参考資料等で、電子データでの提出が困難な場合は、2 部を提出するものとする。
- (4) (2) の参加申請、選賞審査報告書の提出については、正本は郵送で、電子データは電子メールの添付ファイル、または、CD 等の郵送で提出すること。
- (5) 電子データの提出後に修正等があった場合は、必ず最終版を再提出すること。
- (6) 参加申請の事前協議については、全て電子データにより行うものとし、電子メールの添付ファイルとして提出すること。
- (7) (6) の電子データは、振興会がホームページ上で提供する様式については、そのファイルの種類と同じ種類で提出することを原則とする。また、申請者が定める規定、要領等については、WORD、EXCEL、PDF 等一般的に使用されているファイルを提出すること。

2 提出先

(郵送の場合)

〒107-0052 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 13 号（三会堂ビル 7 階）

公益財団法人 日本農林漁業振興会

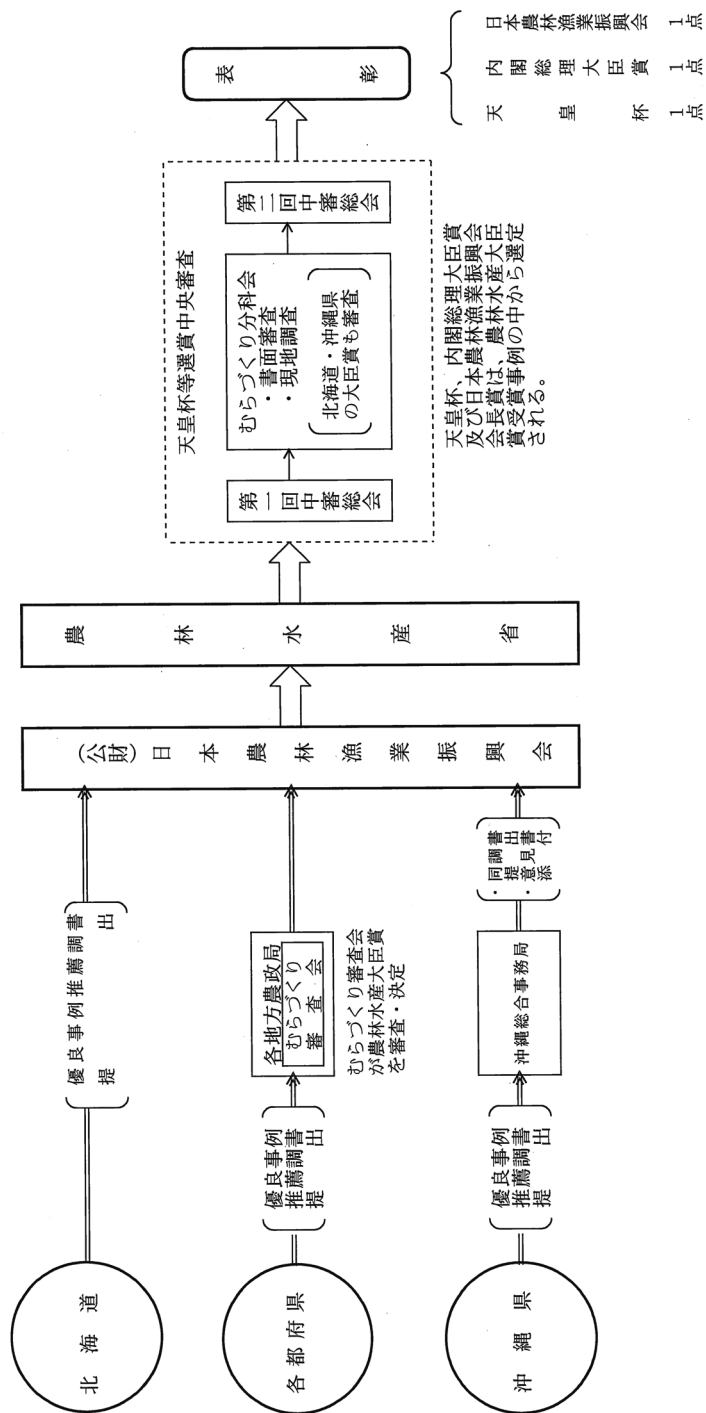
(電子メールの場合) jigyoku@affskk.jp

3 その他の注意事項

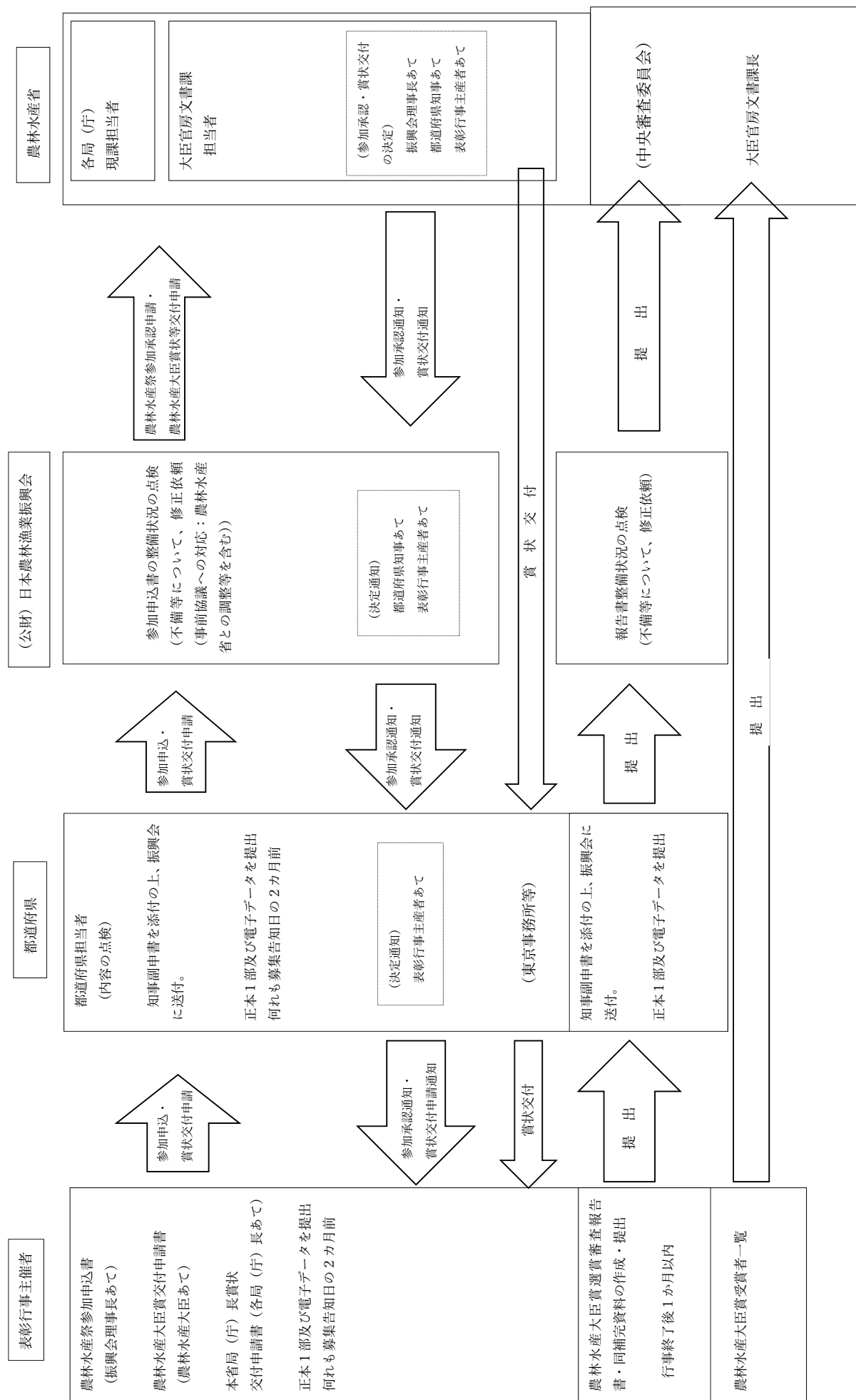
(1) 提出ファイルについて

- ① 選賞審査報告書の電子データによる提出に当たっては、可能な限りファイル数を少なくまとめること。
- ② ファイル名は、原則として行事名（略称不可（年度等も記載））とし、冒頭に【事前協議】、【参加申請】、【報告】の区分を付すこと。

豊かなむらづくり全国表彰事業概説図



都道府県区域表彰行事における農林水産参加手続き・報告書提出の概説図



(参 考)

公益財団法人日本農林漁業振興会の連絡先等

※住 所 〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 7 F

T E L 03-6441-0791 (代)

F A X 03-6441-0792

(※令和 4 年度中に都内の別住所に移転する予定です。)

M a i l 事 業 部 jigyoun@affskk.jp

総 務 部 n_shinkoukai87s@affskk.jp

Web サイト U R L <http://www.affskk.jp>

「農林水産祭担当者ページ（都道府県）」は、関係規程、農林水産祭参加手続き、選賞審査報告（補完資料）等について記載されています。

様式等は最新のものを Web サイトからダウンロードして、使用してください。

(パスワード) 都道府県担当者のページ s k k 7

農林水産祭「受賞者の業績」 a f f s